住所　滋賀県蒲生郡安土町大字西老蘇230番地69
徐正美　昭和34年12月7日生
徐翔太　平成3年10月9日生
住所　千葉県市川市南八幡5丁目4番6号
李昌洛　昭和54年10月8日生
住所　福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2431番地25
姜玲子　昭和32年7月3日生
金亞由美　昭和55年4月29日生
金悠佳　昭和59年4月21日生
住所　茨城県つくばみらい市板橋2372番地1
徐美樹　昭和53年10月8日生

○厚生労働省告示第四百五十四号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三十二条第一項の規定により、同法第二十一条第一項に規定する指定検査機関について、次のとおり食鳥検査の業務の廃止を許可したので、同法第三十二条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

指定検査機関の名称	廃止する食鳥検査の業務	廃止の日
社団法人大阪食品衛生協会	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までに規定する食鳥検査の業務	平成二十一年七月一日

○厚生労働省告示第四百五十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第四十六条第四項第二号（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	池田五男	高村淑彦	平成二十一年六月十六日

二　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	池田五男	高村淑彦	平成二十一年六月十六日

三　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	池田五男	高村淑彦	平成二十一年六月十六日

住所　広島県福山市木之庄町3丁目6番3－301号
尹桃　昭和60年3月8日生
住所　岐阜県可児市羽生ヶ丘5丁目158番地
鄭良子　昭和24年12月1日生
住所　茨城県取手市本郷1丁目6番24－B103号
曹淑美　昭和56年9月19日生
住所　東京都足立区関原2丁目31番2号
吳正國　昭和31年11月9日生
李貞姬　昭和31年2月9日生
吳明美　昭和58年2月18日生
吳美和　昭和60年8月9日生
吳文貴　昭和63年5月7日生

○厚生労働省告示第四百五十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項のゴンドラに係る登録性能検査機関について、同法第五十三条の三において準用する同法第四十六条第四項第三号の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
セイフティエンジニアリング株式会社	名古屋検査事務所	愛知県愛知郡東郷町白鳥一丁目二十二番三号	岐阜県瑞穂市本田千五百五十二番地五十二	平成二十一年七月二十一日

○厚生労働省告示第四百五十七号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号ロ及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号ロの規定により、次のように労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第五十七条第一項の登録計画作成参画者研修機関を登録したので、同令第六十七条の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

氏名又は名称	住所	法人代表者名	事務所の名称	事務所の所在地	行うことができる計画作成参画者研修	登録年月日
社団法人仮設工業会	東京都港区芝五丁目二十六番二十号	鈴木芳美	本部事務所	東京都港区芝五丁目二十六番二十号	労働安全衛生規則別表第九別表第七の上欄に掲げる機械等に係る工事の項第一号ロ及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号ロの研修	平成二十一年九月三日

○厚生労働省告示第四百五十八号

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第十七条第二号及び第十六号の規定により、次のように同令第十七条の六第一項の登録試験免除講習機関を登録したので、同令第十七条の十六の規定に基づき告示する。

平成二十一年十月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

氏名又は名称	住所	法人代表者名	事務所の名称	事務所の所在地	第十七条第二号の講習又は同条第十六号の講習の別	登録年月日
社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	大下滋	社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	第十七条第二号の講習	平成二十一年七月十七日
社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	大下滋	社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	第十七条第十六号の講習	平成二十一年七月十七日